

ちばプロモーション協議会総会 次 第

開催日時：平成19年9月20日（木）

13：40～15：00

場 所：京成ホテルミラマーレ

6階「ローズルーム」

1 開 会

2 あいさつ 千葉県知事 堂本暁子

千葉県議会観光立県推進議員連盟

会長 川名 寛章 様

3 議長選出

4 議 事

議案第1号

ちばプロモーション協議会（仮称）の設立について

議案第2号

ちばプロモーション協議会規約（案）について

議案第3号

役員を選出について

議案第4号

平成19年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

5 閉 会

議案第 1 号

ちばプロモーション協議会の設立について

観光は、広範な業種にまたがる総合産業として、地域経済の活性化や雇用機会の創出など大きな役割が期待されている。また、経済の発展だけでなく、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造などにも貢献するものである。

このため、国では、本年「観光立国推進基本法」を施行するなど、国際・国内観光を積極的に振興しており、各地方自治体・地域においても、地域の特色を活かした観光振興策を展開している。

本県においても、平成 16 年 10 月に「観光立県ちば推進ビジョン」を策定し、オール千葉県で観光振興に取り組む方向性を示している。

また、本年 2 月から 4 月に開催した「ちばデスティネーションキャンペーン（以下「ちば DC」という。）」の運営等を行うため、県・市町村・観光協会・商工団体・民間事業者などが集結した「ちば観光プロモーション協議会」を平成 16 年 11 月に設立した。

この「ちば DC」では、期間中に県の内外から 3 千万人に上る多くの方々が各地域を訪れ、こうした交流人口の増加は地域の活性化に寄与したものと考えている。

これは、各地域における観光事業者、交通事業者のみならず、農林水産団体、商工団体、企業、NPO、大学等が一体となった取組みの成果であり、こうした取組を一過性で終わらせることなく、継続していくことが、何よりも重要である。

そこで、各地域で活動する多様な分野の方々が結集し、広い視野に立ち、全県的な連携のもと、県内各地域を訪れる高齢者を始めとした多様な人々やそこに暮らす人々にとって魅力ある「地域づくり・街づくり」を通じて、より多くの来訪者を呼び込み、本県の観光を産業として確固たるものとするため、新たに「ちばプロモーション協議会」を設立する。

[参 考]

○ 設立までの取組み

- ・平成19年5月31日（木）
「全県的観光プロモーションの展開に係る検討会」の開催
（議題）
 - ・推進体制について
 - ・参加方式について
 - ・統一事業について

- ・平成19年6月13日（水）
「全県的観光プロモーションの展開に係る検討会」の開催
（議題）
 - ・プロモーション協議会の組織構成について
 - ・プロモーション協議会の事業展開について
 - ・プロモーション協議会への負担金について
 - ・検討会の位置づけについて
 - ・今後のスケジュールについて

- ・平成19年6月29日（金）
観光協会長及び地域観光連盟事務局長会議の開催
（議題）
 - ・プロモーション協議会の設立について

- ・平成19年7月～8月 地域説明会の開催
 - 7月17日（火） 千葉ベイエリア
 - 7月26日（木） 外房地域
 - 7月31日（火） 東京湾地域
 - 8月 7日（火） 長生地域
 - 8月 8日（水） 北総地域
 - 8月10日（金） 東葛飾地域
 - 8月14日（火） 九十九里地域（議題）
 - ・プロモーション協議会の設立について

- ・平成19年7月～8月 関係市町村への説明会
鋸南町、旭市、匝瑳市、館山市、南房総市、酒々井町、四街道市、印旛村、栄町、
印西市、白井市、鎌ヶ谷市、多古町、八街市、富里市、八千代市、本埜村
（議題）
 - ・プロモーション協議会の設立について

- ・平成19年8月29日（水）
「ちばプロモーション協議会（仮称）」設立準備会の開催
（議題）
 - ・新協議会の活動について
 - ・趣意書について
 - ・新協議会の組織体制について
 - ・新協議会の構成について
 - ・新協議会の事業展開の考え方について

議案第2

ちばプロモーション協議会規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、ちばプロモーション協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 協議会は、「観光立県ちば推進ビジョン」のもとに、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体、文化団体、NPO、大学、行政などが協働して持てる人材や資源を効果的に利活用して、本県の有する多様な魅力を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）全国からの誘客に向けた広報宣伝に関すること。
- （2）様々な分野の有する資源の連携及び利活用に関すること。
- （3）その他目的達成に必要な事業に関すること。

（構 成）

第4条 協議会は、観光協会、商工団体、農林水産団体、芸術・文化団体、NPO、大学、県、市町村、及び第2条の目的に賛同する団体・企業等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（役 員）

第5条 協議会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 30名程度
- （4）監事 2名

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、役員会を構成し協議会の業務を執行する。

4 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

(参与)

第9条 協議会に参与をおくことができる。

2 参与は会長が委嘱し、協議会の事業に関する重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

(定足数)

第11条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第13条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない会員又は役員は、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第14条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他重要事項

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案

- (2) 総会によって委任された事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 役員会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第 16 条 役員会のもとに、総会及び役員会の決定した方針、事業計画等に基づき協議会の運営を行うため、幹事会をおく。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事会は、幹事をもって構成し、代表幹事は幹事の互選により選任する。
- 4 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。
- 5 代表幹事が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部 会)

第 17 条 幹事会に、第 2 条に掲げる事業の円滑な実施に資するため、部会を設ける。

- 2 部会の組織及び構成については、役員会が定める。

(庶 務)

第 18 条 協議会の庶務は、千葉県商工労働部観光課及び社団法人千葉県観光協会が共同して行うこととする。

- 2 協議会の事務を処理するため、社団法人千葉県観光協会内に事務局をおく。
- 3 事務局長は、社団法人千葉県観光協会事務局長の職にある者をもって充てる。

(専決規定)

第 19 条 事業遂行上急を要する事項については、事務局長の報告を受け会長が専決できる。

- 2 前項の規定による専決事項については、速やかに役員会で報告しなければならない。

(会 計)

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 3 協議会の会計は、総会において報告する。

(事業期間)

第 21 条 協議会の活動期間は、平成 19 年から平成 21 年度までの 3 か年とする。次年度以降の取組みについては、別途協議する。

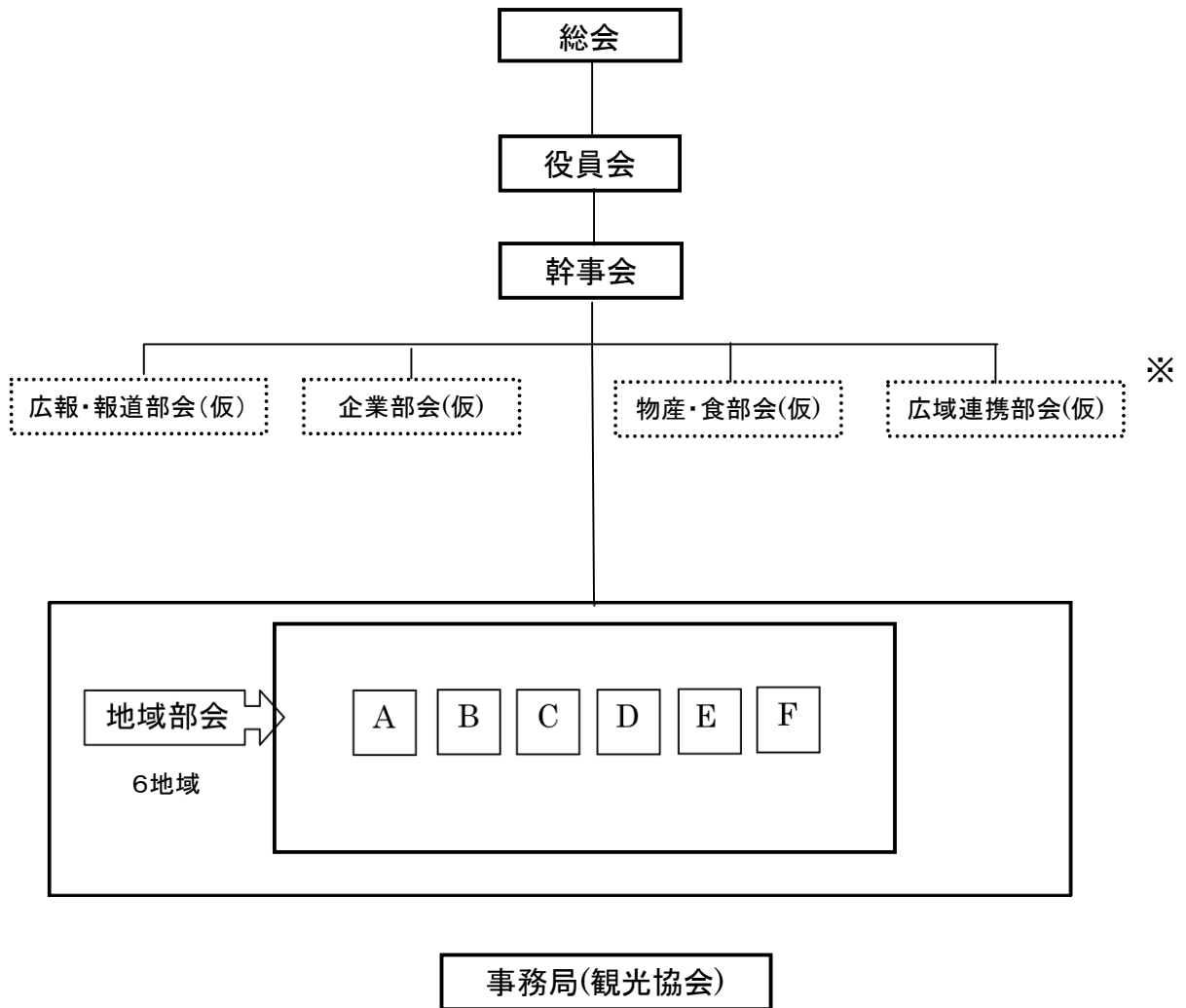
(補 則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立の日（平成 19 年 9 月 20 日）から施行する。
- 2 設立時の会計年度は第 21 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

「ちばプロモーション協議会」(仮称)組織のイメージ



※ 各部会はイメージ

議案第3号

ちばプロモーション協議会役員(案)

平成19年9月20日現在

役 職	団体名・役職	氏 名	備 考
会 長	千葉県知事	堂本 暁子	
副会長 (10名)	(社) 千葉県商工会議所連合会会長	千葉 滋胤	
	千葉県商工会連合会会長	磯村 貞雄	
	千葉県経済同友会代表幹事	勝又 基夫	
	千葉県経済同友会代表幹事	竹山 正	
	(社) 千葉県経済協議会会長	大塚 弘	
	(社) 千葉県経営者協会会長		
	(社) 千葉県観光協会会長	安田 敬一	
	千葉大学理事・副学長	宮崎 清	
	千葉県市長会 木更津市長	水越 勇雄	
	千葉県町村会 白子町長	林 和雄	
理 事 (18名)	千葉県旅館ホテル組合理事長	平野 勝之	
	(社) 千葉県物産協会会長	高橋 弘之	
	(社) 日本旅行業協会関東支部 千葉県地区会長	井出 信一郎	
	千葉県旅行業協会会長	大原 秀雄	
	全国農業協同組合連合会	海保 行雄	

	千葉県本部長		
理事 (18名)	千葉県漁業協同組合連合会 代表理事会長	安室 宏	
	(社)千葉県バス協会会長	小田 征一	
	千葉県タクシー協会会長	大越 卯三郎	
	千葉県ゴルフ協会会長	大坪 成彬	
	千葉県芸術文化団体協議会会長	大胡田 一知	
	成田国際空港(株)代表取締役社長	森中 小三郎	
	東日本旅客鉄道(株)理事千葉支社長	原田 尚志	
	京成電鉄(株)代表取締役社長	花田 力	
	東日本高速道路(株)関東支社 千葉管理事務所長	荒川 真	
	(株)オリエンタルランド 代表取締役会長(兼)CEO	加賀見 俊夫	
	(株)マザー牧場代表取締役社長	前田 伸	
	(株)グランビスタホテル&リゾート 鴨川シーワールド総支配人	佐藤 信也	
	NPO法人千葉自然学校理事	遠藤 陽子	
監事 (2名)	(株)千葉銀行取締役副頭取	大岩 哲夫	
	(財)千葉県観光公社理事長	米田 謙之輔	

平成19年度事業計画（案）

全県の統一キャンペーンとして、1月から3月に早春キャンペーンを首都圏を中心に展開するとともに、本協議会の目的を効果的に達成するため、広く会員を確保し組織体制づくりを進める。

1 19年度の事業展開方針

- ① 早春キャンペーンの統一的展開
- ② 季節に応じたプロモーションの展開
- ③ 会員の拡大・組織体制の強化

2 事業内容

(1) 早春キャンペーンの統一的展開

ちばデスティネーションキャンペーンの成果を踏まえ、早春の観光情報や各地域で実施する企画やイベント情報を一括して発信し、本県への効果的な誘客を図る。

ア 情報発信事業

① ガイドブックの配布

1月～3月の早春の観光情報や各地域の企画やイベントを盛り込んだガイドブックを作成し、東京圏を中心に配布する。

② 観光PRポスターの掲出

キャンペーンの周知を図るため、観光PRポスターを作成し、東京圏を中心に広く掲出する。

③ マスメディアへのアプローチ

キャンペーンの実施に合わせ、マスメディアに対し、計画的にアプローチし、多彩な観光情報の提供等により、各媒体への露出を図る。

④ 新聞・雑誌等とのタイアップ企画

旅行雑誌等のタイアップ企画記事により観光情報を提供する。

⑤ 生活情報誌の活用

東京圏を対象に各戸配布される生活情報紙を活用し、観光情報を提供する。

⑥ ホームページによる情報発信

県観光協会ホームページにおいて、当協議会の期間中の企画やイベントなどの情報を集中的に発信する。

イ 受入対策事業

① おもてなし

キャンペーンの実施にあわせ、各地域において観光事業者や商工団体、NPO、大学などが一体となって観光客に対するおもてなしの質の向上を図る。

② 企画・イベント

各地域や各会員において来訪者に楽しんでいただくため、観光資源を活かした企画やイベントの実施に努め、また、その実施に当たっては、可能な限り連携を視野に入れ、魅力ある観光メニューを創出する。

ウ 東京圏を対象としたプロモーションの展開

本県観光客の大半を占める東京圏において集中的にプロモーションを展開し、観光客の増大を図る。

○ 一般消費者向け

東京圏主要駅及び周辺商業施設等において、ガイドブックの配布などPR活動を行う。(12月～3月)

○ 旅行会社向け

キャンペーンの実施にあわせ、各旅行会社を訪問し、旅行商品の造成・販売促進を要請する。(10月～)

エ 東北を対象としたプロモーションの展開

東北については、「避寒」をテーマに、あたたかさや花などを中心にプロモーション活動を行い、宿泊客の増加を伴う誘客を促進する。

○ 一般消費者向け

東北主要駅で観光PRコーナーを設置し、ガイドブック配布、物産展などPR活動を行う。(12月～3月)

また、地元メディアへのアプローチを行い、放送媒体への露出を図る。

○ 旅行会社向け

キャンペーンの実施にあわせ、各旅行会社を訪問し、旅行商品の造成・販売促進を要請する。(10月～)

(2) 季節に応じたプロモーションの展開

県や県観光協会等が実施する「秋の収穫フェア」に合わせ、東京圏を対象として、秋から早春にかけての本県観光の多彩な魅力をPRするため、観光キャラバンを展開する。

(3) 会員の拡大・組織体制の強化

今後も引き続き、各地域で活動する多様な分野の方々の参加を求め、組織体制を強化することにより、オール千葉県によるプロモーション活動の拡充・発展を図る。

議案第4号一

平成19年度収支予算書(案)

平成19年9月20日から平成20年3月31日まで

【 収入の部 】 (単位：千円)

科 目	予算額	説 明
1 県負担金	24,000	
2 協賛金	3,000	宣伝広報・イベントでの協賛
合 計	27,000	

【 支出の部 】 (単位：千円)

科 目	予算額	説 明
1 事業費		
(1) 情報発信事業	18,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック作成配布(20万部) 14,000 ・ポスター作成掲出(1,000部) 3,000 ・ホームページ作成 1,000
(2) 受入対策事業	3,000	・オープニングイベント等
(3) 東京・東北プロモーション事業	3,000	・観光キャラバンの実施
2 事務費	3,000	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・会員への連絡通信費 等
合 計	27,000	

ちばプロモーション協議会の活動に関する基本的な考え方

《活動期間》

平成19年度～平成21年度の3か年。

(継続等については検討可能)

《実施事業》

本協議会では、各年度、期間を設定し、集中的に“全県的なプロモーション活動”を展開します。

なお、平成19年度においては、平成20年1月から3月に早春キャンペーンを予定しています。

また、平成20年度、21年度についての統一キャンペーンの実施時期については、今後、役員会において協議、決定します。

事業展開イメージ(ちばプロモーション協議会)

